

例会報告



17-18 年度会報月間写真 お城シリーズ
2 月 郡上八幡城② 新井 典仁

第 2630 地区 岐阜県 濃飛分区 創立 1966 年 1 月 15 日

- 例会日 毎週金曜日 12:30~13:30
- 例会場 高山市花里町 3-33-3 TEL 34-3988
大垣共立銀行 高山支店 4 F
- 会長 米澤 久二
- 幹事 鴻野 幸泰
- 会報委員長 新井 典仁

<会長の時間>

本日は職場訪問例会という事で、会長の時間は割愛させていただきます。



<本日のプログラム> 職場訪問

職業奉仕委員長 垣内 秀文

本日の職場訪問例会は、岐阜地方・家庭裁判所にお邪魔し、支部長の高木博巳 様にお話しを伺います。

なかなか内部を伺い知る機会が無い裁判所ですが、本日は法廷内も拝見させていただきます。警備上等の都合により写真の外部配信はお控え下さいますようお願い致します。



●●● 主な紛争の種類と裁判手続 ●●●

紛争の種類	支払督促	調停	訴訟	少額訴訟 [※]
貸金、立替金	○	○	○	○
売買代金	○	○	○	○
給料、報酬	○	○	○	○
請負代金、修理代金	○	○	○	○
家賃、地代の不払	○	○	○	○
敷金、保証金の返還	○	○	○	○
損害賠償(交通事故ほか)	○	○	○	○
家賃、地代の改定		○	○	
建物、部屋の明渡し			○	
土地、建物の登記			○	
クレジット・ローン問題			○	

(※10万円以下の金額の請求の場合に限ります。)

相手方が判決や和解等で決まったことに従わない場合は、別途、裁判所に強制執行の申立てができます。詳しくは窓口でお尋ねください。

Q. 裁判を傍聴したいのですが、事前申込みなどの手続が必要でしょうか？

裁判を傍聴するのに事前申込みなどの特別な手続は必要ありません。

公開の法廷で行われる裁判は、原則として、だれでも傍聴することができますので、どの法廷でも自由にお入りいただけます。ただし、傍聴希望者が大勢いる事件では、傍聴券が必要な場合があります。

なお、法廷の入口には、裁判の予定表(開廷表)が掲示されていますので、参考にしてください。

一法廷の様子一

1人の裁判官が裁判する場合を1人制、複数の裁判官が協議して裁判する場合を合議制といいます。



Q. 裁判を傍聴するときに、何か注意することはありますか？

裁判の妨げになると困りますので、法廷ではお静かにお願いします。法廷の入口付近に傍聴についての注意事項が掲示されていますので、ご覧ください。

なお、法廷内では、写真撮影や録音は許可がない限りできないことになっておりますので、ご注意ください。

※ 裁判手続の詳細説明は、裁判所のウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/>) をご覧ください。

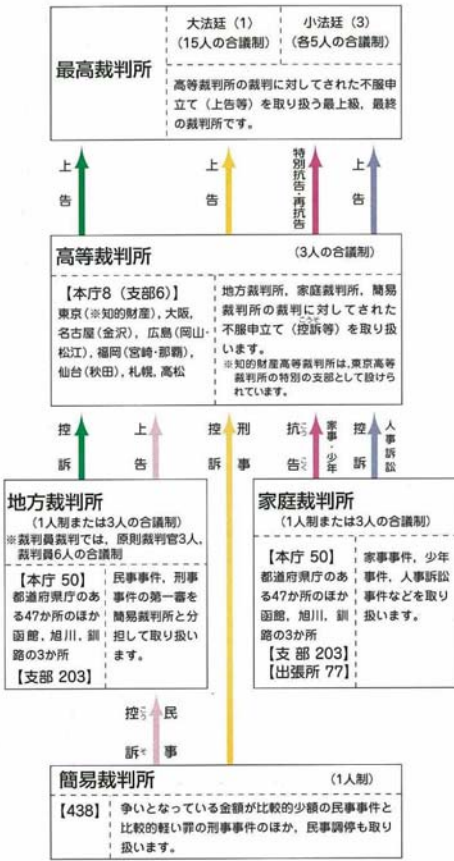


※ 上の図は刑事合議法廷の例です。裁判員裁判では、裁判官と裁判員の席として裁判官の席の左右にさらに席が設けられます。また、民事裁判では、検察官の席に原告の席が、弁護士の席に被告の席が設けられます。なお、法廷内の配置は裁判所によって異なります。

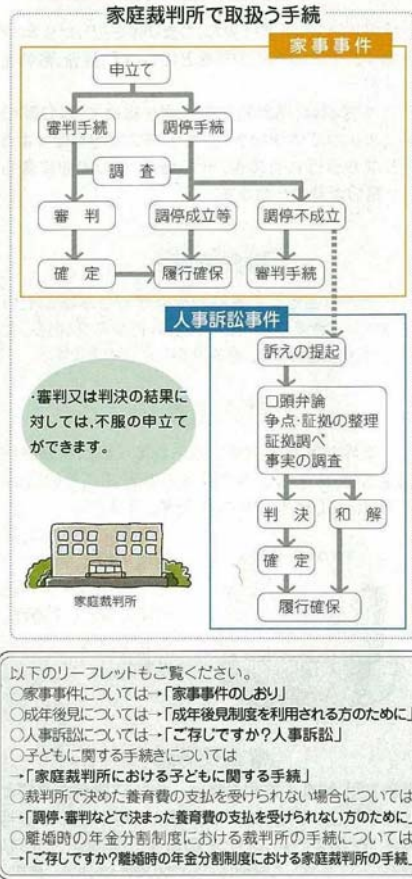
法廷での手続の流れ



■裁判所の種類



家事事件と人事訴訟事件の流れ



家事事件

家庭裁判所は、家庭や親族に関するいろいろな問題について、その解決が図られるよう審判や調停を行います。

審判や調停では、形式ばらずに、なごやかな雰囲気の中で自分の考えを述べることができます。また、非公開の手続で行われ、関係者の秘密は固く守られます。

申立て

家事事件の手続は、原則として当事者や利害関係人の申立てで始まります。申立てをするには、解決してもらいたいことがらや申立てに至るまでの事情などを申立書に記入し、必要書類を添えて、受付に提出します。受付には、初めての人でも簡単に申立てができるように、記入しやすい申立書用紙や申立書の記入例が備え付けてあります。申立ての際の費用として、所定の手数料(800円又は1200円)と、通知や連絡のための郵便切手がかかります。

審判

未成年者の養子縁組の許可や後見人等の選任というような事件は、審判で取り扱われます。審判では、家事審判官(家事事件を取り扱う裁判官)が事情を調べて適切な判断をします。民間から選ばれた参与員の意見を参考にすることもあります。



調停

離婚や遺産分割のような夫婦や親族の間の問題は、主として調停で取り扱われます。調停では、家事審判官又は家事調停官と民間から選ばれた家事調停委員とが、当事者等の言い分をよく聴き、中立の立場から、全員が納得のいく、適切で妥当な解決ができるよう合意をあっせんします。



調査

事件の実情を確かめるため、必要に応じて、家庭裁判所調査官等が事実の調査をすることがあります。また、当事者や関係人の心身の状況について医務室の医師が診断をする場合もあります。

履行確保

調停での約束や審判で決められた金銭の支払などが守られないとき、申出をすれば、家庭裁判所が相手に履行を促す手続などを利用できます。また、地方裁判所又は家庭裁判所で強制的に義務を履行させる手続(強制執行手続)をとることもできます。

家事手続案内

家庭裁判所では、審判や調停を皆さんに利用しやすいものにするため、審判や調停の手続についての説明案内を行っています。家庭や親族に関する問題を抱えていて、家庭裁判所の審判や調停を利用できるかどうかお知りになりたい方は、遠慮なく家事手続案内窓口へおいでください。

人事訴訟事件

家庭裁判所は、調停で解決されなかった離婚や離縁などの問題についての訴訟を取り扱います。このような訴訟を「人事訴訟」といいます。

人事訴訟は、家事事件と違って、原則として公開の法廷で行われます。

訴えの提起

人事訴訟の手続は、原告(訴えを起こす人)が訴状や必要書類を受付に提出することで始まります。手数料、郵便切手の額は、家庭裁判所にお問い合わせください。

審理

裁判官が、法廷で、原告・被告双方の言い分を確かめ、争いのある点などを整理し、裏付けとなる証拠を調べます。また、親権や子の監護の問題等について家庭裁判所調査官が事実の調査を行うこともあります。

民間から選ばれた参与員が審理に立ち会い、意見を述べることもあります。



判決

審理の結果、裁判官が訴えについて判断し、判決によって争いを解決します。

また、離婚及び離縁事件については、双方で合意ができれば、和解によっても解決できます。

履行確保などの制度を利用することができる場合があるのは、家事事件と同様です。